

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項

(平成 29 年 3 月期)

平成 29 年 5 月 15 日

ひびき監査法人

金融庁は平成 29 年 3 月 31 日、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成 29 年度）」を公表しました。また、平成 29 年 3 月期における会計・監査上の留意事項をまとめました。

有価証券報告書の作成・提出に際して留意すべき事項

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る事項

- (1) 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正
- (2) 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正

2. 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

有価証券報告書レビューの実施について

3. 平成 29 年 3 月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについて

- (1) 改正が行われた会計基準等の適用状況の審査
- (2) 情報等活用審査

平成 29 年 3 月期の会計・監査上の留意事項

4. 会計方針の変更等に関する留意事項

- (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針
- (2) 平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い
- (3) リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い

1. 新たに適用となる開示制度・会計基準に係る事項

平成 29 年 3 月期、新たに適用となる開示制度・会計基準に係る事項として、①有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正および②

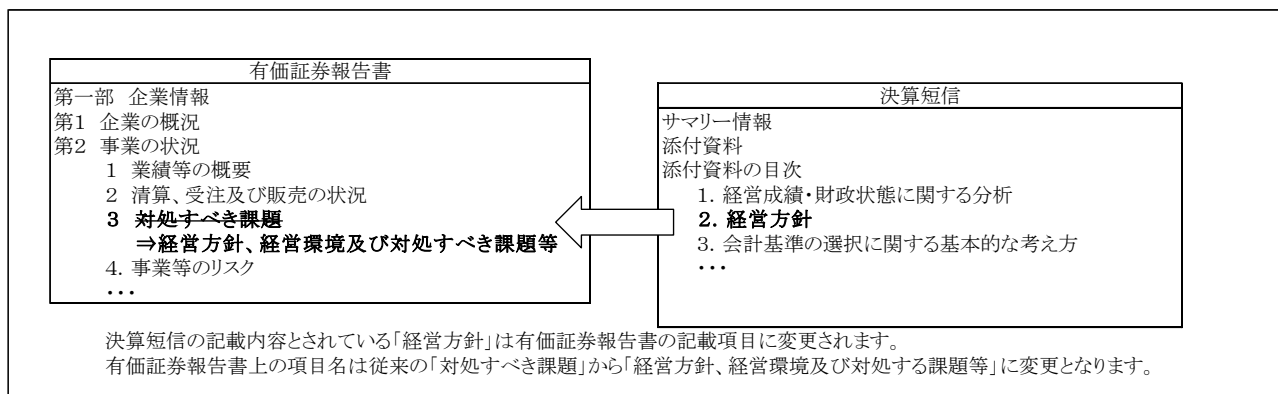
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正があります。

(1) 有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

・改正の概要

金融庁は平成 29 年 2 月 14 日、「企業内容等の開示に関する内閣府令および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」等を公表し、決算短信の記載内容とされていた「経営方針」は、決算短信ではなく有価証券報告書において開示することとされました。

(イメージ図)



・適用時期、対象会社

当該開示に関する改正は、平成 29 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書より、上場・非上場の別を問わず適用となります。

・ガイドラインの公表

「経営方針・経営戦略等」の記載について、投資者の投資判断に必要かつ重要な情報であり、対話に資する情報との観点から、各企業の実態を踏まえ、開示することが重要であると考えられ、現時点においてガイドライン等を設けて一律に記載例を示す予定はない、とされています。

有価証券報告書において開示となる【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】の記載方針として、金融庁より、同日付で『企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)』等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方が公表されています。

内容につきましては、金融庁のウェブサイトを参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/syouken/20170214-1/01.pdf>

(2) 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正

平成 28 年 12 月 27 日に金融庁より、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等が公表されています。これは、平成 28 年 12 月 16 日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」等を踏まえ財務諸表等規則等が改正されたもので、平成 29 年 1 月 1 日から施行・適用されています。

2. 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

金融庁より、平成 28 年度の有価証券報告書レビュー審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項として、以下の内容が公表されています。

- ① 企業結合に関する会計基準（法令改正関係審査項目）
 - ・ 主要な取得関連費用が生じている場合の「取得による企業結合が行われた場合の注記」
 - ・ 非支配株主との取引によって親会社の持分変動が生じている場合の「共通支配下の取引等の注記」
- ② 工事契約（重点テーマ審査項目）
 - ・ 工事の変更契約が行われた場合における、工事契約に係る認識の単位
 - ・ 追加工事等工事契約の変更に基づく単価変更の工事収益総額への反映
 - ・ 費用追加発生時等の工事損失引当金の見積り
 - ・ 工事損失引当金の認識単位
- ③ 棚卸資産（重点テーマ審査項目）
 - ・ 正味売却価額の算定
 - ・ 正味売却価額の見積りに用いる売価の見積り
- ④ 包括利益計算書（重要テーマ審査項目）
 - ・ 当期及び過去の期間にその他包括利益に含まれていた項目と組替調整額の算定
 - ・ ヘッジ対象にかかる組替調整額の算定
 - ・ 為替換算調整勘定に係る組替調整額の算定
 - ・ 年金資産に対応する未認識数理計算上の差異に係る組替調整額の算定
- ⑤ 1 株当たり情報（重要テーマ審査項目）
 - ・ ワラントが存在する場合における潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定
- ⑥ その他（その他項目）
 - ・ 重要性が乏しいとして記載省略した場合におけるその判断内容

原文につきましては、金融庁のウェブサイトを参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-1/01.pdf>

3. 平成29年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについて

金融庁により、平成29年3月期以降の有価証券報告書レビューは、以下を柱にして実施される旨が公表されています。

(1) 改正が行われた会計基準等の適用状況の審査

①法令改正関係審査

全ての有価証券報告書提出会社が対象となります。

②重点テーマ審査

以下の特定テーマに着目し、審査対象会社が抽出され、より深度ある審査が実施されます。

- ・ 繰延税金資産の回収可能性
- ・ 企業結合及び事業分離等

(2) 情報等活用審査

(1)に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報を勘案して審査対象会社が抽出され、審査が実施されます。

原文につきましては、金融庁のウェブサイトを参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-1/02.pdf>

4. 平成29年3月期の会計方針の変更等に関する留意事項

(1) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針

平成28年3月28日、企業会計基準委員会から企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表されています。当該適用指針は、日本公認会計士協会の繰延税金資産の回収可能性に関連する実務指針の内容を基本的に引き継いだうえで、必要と考えられる見直しが行われています。

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用されています(平成28年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末からの早期適用も可能)。

記載検討箇所(連結会社を前提とした場合)

適用時期	状況	会計処理	有価証券報告書における記載	記載パターン
原則適用(平成28年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から)	回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用することにより、これまでの会計処理と異なる場合	適用初年度の期首の影響額を期首の利益剰余金に加減する	「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」として取り扱う	【ケースA】
	上記以外		「追加情報」において回収可能性適用指針を当連結会計年度・当事業年度から適用している旨を記載することが考えられる	【ケースB】

【ケース A】(会計方針の変更) 記載例

連結	個別
(会計方針の変更) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。 回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金及びその他包括利益累計額に加算しております。 この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が〇〇百万円、利益剰余金が〇〇百万円増加しております。 当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は〇〇百万円増加しております。	(会計方針の変更) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下、「回収可能性適用指針」という。)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。 回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金及び評価・換算差額等に加算しております。 この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が〇〇百万円、繰越利益剰余金が〇〇百万円増加しております。 当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は〇〇百万円増加しております。

【ケース B】(追加情報) 記載例

連結	個別
(追加情報) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。	(追加情報) 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(2) 平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い

これまで建物附属設備および構築物については、法人税法上、定率法による減価償却が認められていました。平成 28 年度税制改正では、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとする見直しが行われました。この法人税法の改正を受けて、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の減価償却方法を定率法から定額法に変更する場合には、法令等の改正に準じたものとして、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱う、すなわち、当該減価償却方法の変更が正当な理由に基づく会計方針の変更該当するものとして取り扱われることとなります。

この法人税法の改正を受けて、企業会計基準委員会より「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)が公表されています。

記載検討箇所 (連結会社を前提とした場合)

検討項目	連結	個別
減価償却の方法	注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法	注記事項 (重要な会計方針) 2. 固定資産の減価償却の方法
会計方針の変更	(会計方針の変更)	(会計方針の変更)
セグメント情報	(セグメント情報等)	

【減価償却の方法】

連結(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	個別(重要な会計方針)
4. 会計方針に関する事項 …… (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 〇年～〇年 工具、器具及び備品 〇年～〇年 (ロ)無形固定資産 ……	2. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 〇年～〇年 構築物 〇年～〇年 工具、器具及び備品 〇年～〇年 (2)無形固定資産 ……

【会計方針の変更】

減価償却方法	建物附属設備、構築物又はその両方を計上しているか否か	税制改正により定率法から定額法に変更するか否か	平成28年4月1日以後の建物附属設備、構築物又はその両方の取得の有無	有価証券報告書における会計方針の変更記載
税法基準	有	変更する ※1	有	【パターンA】
		変更しない	無	【パターンB】
税法基準不採用	無			

※1・・・以下の要件を全て満たす場合に限定される

- ・従来、法人税に規程する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業において、
- ・建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合、
- ・平成28年4月1日以後に取得する当該すべての資産に係る減価償却方法を定額法に変更するとき

【パターンA】記載例

連結	個別
(会計方針の変更) (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。	(会計方針の変更) (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額は軽微であります。

なお、影響額については重要性が乏しい場合には、上記開示例のように「軽微であります。」と記載することが考えられるが、重要性がある場合には具体的な金額を記載することが考えられる。

【パターン B】 記載例

連結	個別
(会計方針の変更) (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 これによる連結財務諸表に与える影響額はありません。	(会計方針の変更) (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 これによる連結財務諸表に与える影響額はありません。

※当該資産を取得していない場合にも注記する(実務対応報告第17項・18項参照)

【セグメント情報】

「事業セグメントの利益(又は損失)の測定方法を前年度に採用した方法から変更した場合」(セグメント情報等の開示に関する会計基準)として以下の記載が考えられます。

【セグメント情報】
1. 報告セグメントの概要 ……
2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 …… (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度に「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度のセグメント利益がそれぞれ「〇〇事業」で〇〇百万円、「〇〇事業」で〇〇百万円、「その他」で〇〇百万円増加しております。
3. ……

(3) リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い

記載検討箇所(連結会社を前提とした場合)

検討項目	連結	個別
追加情報	注記事項 (追加情報)	注記事項 (追加情報)
退職給付関係	注記事項 (退職給付関係)	/

【追加情報】

当連結会計年度及び当事業年度において確定給付制度の一部を「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へ移行した場合は、以下の追加情報の記載が考えられます。

連結	個別
<p>(追加情報) (リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱いの適用) 当社及び一部の国内連結子会社は、平成29年〇月に、確定給付制度の一部を「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へ移行しており、「リスク分担型年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第33号 平成28年12月16日)を適用しております。 これに伴う影響額等については、「注記事項(退職給付関係)」に記載しております。</p>	<p>(追加情報) (リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱いの適用) 当社は、平成29年〇月に、確定給付制度の一部を「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へ移行しており、「リスク分担型年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第33号 平成28年12月16日)を適用しております。 これに伴い認識された損益については、特別利益として〇〇百万円計上しております。</p>

【退職給付関係】

「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定給付制度に分類されるリスク分担型企業年金については、以下の事項を注記するとされています。(実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」第11項及び12項)

「退職給付に関する会計基準」第4項に定める確定給付制度に分類されるリスク分担型企業年金については以下の事項を注記するとされています。(実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」第11項及び12項)

- (1) 企業の採用する確定拠出制度の概要(例えば次の内容)
 - ① 標準掛金相当額他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること
 - ② 毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること
- (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額
- (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

以上